**第十三条の二**　職員は、給与の支払を受けるときは、規則九―七（俸給等の支給）第一条の三の規定による預金又は貯金への振込み（以下「振込み」という。）の方法によつてその支払を受けるときを除き、給与事務担当者の保管する基準給与簿にその受領をしたことを適宜の方法により示さなければならない。この場合において、基準給与簿にその受領をしたことを示すことが困難なとき、又は法律若しくは規則により職員の指定する者に支払うことが認められているときは、それぞれ当該職員又は当該職員の指定する者の受領証をもつてこれに代えることができる。

２　（略）

**附　則**

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一三―一（不利益処分についての審査請求）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年三月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

**人事院規則一三―一―五**

人事院規則一三―一（不利益処分についての審査請求）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一三―一（不利益処分についての審査請求）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （審査請求書）<br>**第四条**　審査請求書には次に掲げる事項を記載しなければならない。<br>一～九　（略）<br>２　請求者が代理人によつて審査請求を行うときは、審査請求書に前項各号に掲げる事項のほか審査請求を行う代理人の氏名、住所及び官職又は職業を記載しなければならない。<br>（証人の宣誓）<br>**第五十四条**　（略）<br>２　宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名して行うものとする。<br>３　（略）<br>（調書）<br>**第六十八条**　（略）<br>２　公平委員会は、口頭審理記録書、争点整理等手続記録書及び審尋記録書をそれぞれ審理を行つた日ごとに作成するものとする。<br>３　口頭審理記録書には、次に掲げる事項を記載するものとする。<br>一～五　（略）<br>六　審理を行つた公平委員長、公平委員及び調査員の氏名<br>七　（略）<br>４　（略）<br>（判定）<br>**第七十条**　（略）<br>２　判定書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。<br>一～三　（略）<br>四　判定に加わつた人事官の氏名 | （審査請求書）<br>**第四条**　審査請求書には次に掲げる事項を記載し、請求者が記名押印しなければならない。<br>一～九　（略）<br>２　請求者が代理人によつて審査請求を行うときは、審査請求書に前項各号に掲げる事項のほか審査請求を行う代理人の氏名、住所及び官職又は職業を記載し、請求者の記名押印に代えて当該代理人が記名押印しなければならない。<br>（証人の宣誓）<br>**第五十四条**　（略）<br>２　宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名押印して行うものとする。<br>３　（略）<br>（調書）<br>**第六十八条**　（略）<br>２　公平委員会は、口頭審理記録書、争点整理等手続記録書及び審尋記録書をそれぞれ審理を行つた日ごとに作成するものとし、当該記録書には当該審理を行つた公平委員長、公平委員又は調査員が記名押印するものとする。<br>３　口頭審理記録書には、次に掲げる事項を記載するものとする。<br>一～五　（略）<br>（新設）<br>六　（略）<br>４　（略）<br>（判定）<br>**第七十条**　（略）<br>２　判定書には、次に掲げる事項を記載し、判定に加わつた人事官がこれに記名押印しなければならない。<br>一～三　（略）<br>（新設） |